

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

## 奈良県人事委員会規則第十八号

### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 試験」を「第三章 採用試験」に、「第一節 試験総則」を「第一節 採用試験総則」に、「試験の告知」を「採用試験の告知」に、「第五章 任用候補者」を「第五章 採用候補者又は昇任候補者」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「任用候補者の提示」を「採用候補者又は昇任候補者の提示」に、「第四十条」を「第三十七条」に、「任用の辞退（第四十一条・第四十二条）」を「採用又は昇任の辞退（第三十八条・第三十九条）」に、「第四十三条」を「第四十条」に改める。

第八条第八号中「第九条第一項第一号」を「第十条第一項第一号」に改める。

第十七条第一号中「筆記採用試験」を「筆記試験」に改め、同条第二号中「口述採用試験」を「口述試験」に改め、同条第三号中「実地採用試験」を「実地試験」に改める。

第三十八条第三項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。